令和6年2月21日提出(その1)

令和6年2月定例県議会付議案

(令和6年度当初予算関係)

鳥 取 県

令和6年2月定例県議会付議案

目 次

議案第 1 号	令和6年	度鳥取県一般会計予算1
議案第 2 号	同	鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算25
議案第 3 号	同	鳥取県公債管理特別会計予算29
議案第 4 号	同	鳥取県給与集中管理特別会計予算33
議案第 5 号	同	鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算36
議案第 6 号	同	鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算39
議案第 7 号	同	鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算43
議案第 8 号	同	鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算46
議案第 9 号	同	鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算49
議案第10号	同	鳥取県県営林事業特別会計予算52
議案第11号	同	鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算55
議案第12号	同	鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算59
議案第13号	同	鳥取県港湾整備事業特別会計予算62
議案第14号	同	鳥取県収入証紙特別会計予算65
議案第15号	同	鳥取県県立学校農業実習特別会計予算68
議案第16号	同	鳥取県育英奨学事業特別会計予算71
議案第17号	同	鳥取県天神川流域下水道事業会計予算75
議案第18号	同	鳥取県営電気事業会計予算79

議案第19号	令和6年	度鳥取県営工業用水道事業会計予算83
議案第20号	司	鳥取県営埋立事業会計予算87
議案第21号	同	鳥取県営病院事業会計予算90

一般 会 計

議案第1号

令和6年度鳥取県一般会計予算

令和6年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ360,484,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によ る。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の 経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目 的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、 35,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額

を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等、共済費、旅費(特別旅費を除く。)、需用費、 役務費並びに使用料及び賃借料に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内 でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

			款						項				金	額
1	県				税									57, 627, 358
						1	県		月	4		税		18, 021, 099
						2	事		業			税		14, 306, 161
						3	地	方	淮	j	費	税		11, 680, 041
						4	不	動	産	取	得	税		886, 979
						5	県	た	は	?	Z	税		617, 300
						6	ゴ	ルこ	フ場	禾	川 用	税		101, 098
						7	軽	油	弓		取	税		4, 538, 619
						8	自	1	助	耳	Ē	税		7, 462, 915
						9	鉱		X			税		734
						10	狩		猟	Ĺ		税		5, 759
						11	産	業 廃	棄物	処	分均	易税		5, 902
						12	旧	法	に	よ	る	税		751
2	地	方 消	費税	清 算	金									28, 199, 179
						1	地	方 消	費	税	清 舅	争金		28, 199, 179
3	地	方	譲	与	税									11, 854, 065
						1	特	別法	人事	業	譲	与 税		10, 164, 437
						2	地	方 揮	発	油	譲与	 税		1, 470, 922

款	項	金額
	3 石油ガス譲与税	43, 977
	4 自動車重量譲与税	78, 660
	5 森林環境譲与税	77, 793
	6 航空機燃料譲与税	18, 276
4 地 方 特 例 交 付 金		1, 510, 000
	1 地方特例交付金	1, 510, 000
5 地 方 交 付 税		143, 873, 000
	1 地 方 交 付 税	143, 873, 000
6 交通安全対策特別交付金		130, 000
	1 交通安全対策特別交付金	130, 000
7 分担金及び負担金		433, 431
	1 分 担 金	28, 485
	2 負 担 金	404, 946
8 使用料及び手数料		3, 859, 705
	1 使 用 料	3, 001, 467
	2 手 数 料	858, 238
9 国 庫 支 出 金		51, 718, 278
	1 国 庫 負 担 金	16, 507, 573
	2 国 庫 補 助 金	34, 380, 375
	3 委 託 金	830, 330
10 財 産 収 入		831, 396
	1 財産運用収入	308, 123

		款				項				金	額
				2 }	才 産	売	払	収	入		523, 273
11	寄	附	金								659, 126
				1 7	3	Ŗ	付		金		659, 126
12	繰	入	金								22, 280, 373
				1 4	寺 別	会 言	計 約	补 入	金		341, 283
				2 ½	<u></u>	金 糸	澡	入	金		21, 939, 090
13	繰	越	金								2, 000, 000
				1 糸	류 *	1	越		金		2, 000, 000
14	諸	収	入								6, 927, 089
				1 3	正滞 金	、加多	争金》	及びi	過料		35, 787
				2 4	1 3	預 3	金	利	子		980
				3 4	公営企	業貸	寸金	元利口	仅入		194, 000
				4 1	付	金	元 禾	山 収	入		915, 395
				5 §	き 託	事	業	収	入		1, 546, 448
				6 4	又 益	事	業	収	入		1, 525, 498
				7 7	隹				入		2, 708, 981
15	県		債								28, 581, 000
				1	1				債		28, 581, 000
		歳	入				計				360, 484, 000

	歳	出										
		款					項				金	額
1	議	会	費									1, 242, 421
				1	議		会			費		1, 242, 421
2	総	務	費									36, 093, 697
				1	総	務	管	:	理	費		13, 513, 406
				2	企		迪	Ì		費		15, 956, 134
				3	徴		税	į		費		2, 053, 639
				4	市	町	村	振	興	費		1, 775, 361
				5	選		挙			費		23, 554
				6	防		災	•		費		2, 202, 450
				7	統	計	調		查	費		335, 854
				8	人	事	委	員	会	費		119, 140
				9	監	查	委		員	費		114, 159
3	民	生	費									52, 173, 088
				1	社	会	福	: 	祉	費		38, 342, 471
				2	児	童	福	i	祉	費		13, 382, 447
				3	生	活	保		護	費		441, 462
				4	災	害	救		助	費		6, 708
4	衛	生	費									14, 921, 632
				1	公	衆	衛		生	費		3, 347, 847
				2	環	境	衛	<u> </u>	生	費		3, 134, 435

		款				Į	頁			金額
				3	保	健		所	費	1, 022, 809
				4	医		薬		費	7, 416, 541
5	労	働	費							1, 891, 162
				1	労		政		費	912, 083
				2	職	業	訓	練	費	881, 240
				3	労	働	177	員 会	費	97, 839
6	農	林 水 産 業	費							23, 044, 688
				1	農		業		費	5, 929, 034
				2	畜	産		業	費	2, 017, 180
				3	農		地		費	5, 822, 813
				4	林		業		費	6, 710, 492
				5	水	産		業	費	2, 565, 169
7	商	工	費							15, 003, 145
				1	商		業		費	5, 336, 788
				2	エ	鉱		業	費	7, 386, 615
				3	観		光		費	2, 279, 742
8	土	木	費							46, 171, 992
				1	土	木	管	理	費	1, 428, 084
				2	道	路橋	り	ょう	費	24, 365, 870
				3	河	Ш	海	岸	費	11, 059, 214
				4	港		湾		費	4, 287, 593
				5	都	市	計	画	費	2, 121, 169

		吉	<u></u>						項			金	額
						6	住		宅		費		2, 910, 062
9	数 言		察		費								17, 879, 108
						1	警	察	管	理	費		15, 303, 716
						2	警	察	活	動	費	,	2, 575, 392
10	教		育		費								64, 945, 331
						1	教	育	総	務	費	,	8, 979, 600
						2	小	学	<u> </u>	校	費		20, 061, 286
						3	中	学	ž	校	費	,	13, 395, 785
						4	高	等	学	校	費	,	13, 517, 015
						5	特	別支	援	学	校費		6, 589, 209
						6	社	会	教	育	費		1, 662, 503
						7	保	健	体	育	費		739, 933
11	災	害	復	旧	費								9, 736, 754
						1	農;	林水産	施設	災害彻	复旧費		3, 189, 056
						2	土	木 施 i	設 災	害 復	旧費		6, 547, 698
12	公		債		費								48, 742, 431
						1	公		債		費		48, 742, 431
13	諸	支		出	金								28, 488, 551
						1	公	営企	業	支	出金	:	197, 613
						2	地	方 消	費利	兑 清	算 金		11, 564, 920
						3	利	子	割	交	寸 金	:	37, 761
						4	配	当	割	交 作	寸 金	:	423, 959

款		金額
	5 株式等譲渡所得割交付金	422, 705
	6 法人事業税交付金	1, 043, 602
	7 地方消費税交付金	14, 110, 594
	8 ゴルフ場利用税交付金	70, 769
	9 環境性能割交付金	236, 128
	10 県 税 還 付 金	380, 000
	11 自動車取得税交付金	500
14 予 備 費		150, 000
	1 予 備 費	150, 000
	Λ =1	000 404 000
歳 出	合 	360, 484, 000

第2表 継 続 費

	吉尔	次			Į	頁		-	事	業	1	Ż I	総	額	年度	年割額
2	総	務	費	2	企	画	費	環均	竟 整	備	事	施設業費	2	8, 263	6	^{千円} 11, 965
								1			会館 ³ 工	受変電 事)			7	16, 298
								環境	竟 整	備	事	施設業費	35	5, 472	6	144, 150
								改	修	工	事				7	211, 322
								環 均	竟 整	備	事	施業ョン	2	6, 734	6	11, 460
								センセン	9-	一受3	変電	ョ炭 説備			7	15, 274
6	農水	産 業	林費	5	水	産 業	美費	栽培漁	業セ	ンター	·管理	運営費	28	2, 543	6	195, 607
															7	86, 936
9	警	察	費	1	警察	察管 理	里費	警	客 財	産	管:	理 費	45	3, 039	6	182, 013
															7	271, 026
10	教	育	費	4	高等	等学校	交費	海洋代別				鲁丸」 業 費	2, 25	66, 772	6	677, 033
															7	1, 579, 739

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
県政だより広報費	令和7年度から 令和9年度まで	15,939
新聞テレビ等広報費	令和7年度から 令和9年度まで	7 4, 1 6 3
税外未収金回収関連強化事業	令和7年度から 令和8年度まで	債権回収額1,000円当たり286円を乗 じて得た額
県税課税調査・収納管理事業 (県税窓口セミセルフレジ 導 入 事 業)	令和7年度から 令和11年度まで	10,532
県税課税調査・収納管理事業 (歳入納付業務委託事業)	令和7年度から 令和9年度まで	126,720円に指定納付受託者が代理納付した金額に3.25パーセントを乗じて得た額を加えた額
自治体インターネット回線 共 同 化 事 業	令和7年度から 令和8年度まで	3,486
ハイブリッドワーク推進事業	令和7年度から 令和11年度まで	4 5, 0 5 2
庁内LANシステム管理運営事業	令和7年度から 令和11年度まで	773,070
A I ・R P A 等最先端 I C T 技術 活 用 推 進 事 業	令和7年度から 令和11年度まで	93,901
電子決裁・総合文書管理システム事業	令和7年度	5,748
鳥取情報ハイウェイ管理運営事業	令和7年度から 令和12年度まで	5 4 1, 0 4 4
総合行政・住基ネットワーク等 運 営 事 業	令和7年度から 令和11年度まで	4,648
とっとり観光県営公衆Wi-Fi導入事業	令和7年度から 令和11年度まで	22,970
鳥取県未来人材育成奨学金支援事業	令和7年度から 令和20年度まで	180,000
地域バス交通等体系整備支援事業補助	令和7年度	補助金総額235,560千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
若 桜 線 維 持 存 続 事 業	令和7年度から 令和17年度まで	5, 5 2 2
コミュニティ・ドライブ ・シェア (鳥取型ライド・シェア) 推進事業	令和7年度	3 1 4, 5 9 2

事項	期間	限 度 額
鳥取砂丘コナン空港管理費	令和7年度	272,190
夢みなとタワー管理委託費	令和7年度から 令和10年度まで	27,428
県有施設の施設管理マネジメント事業	令和7年度から 令和8年度まで	2,962
給 与 等 管 理 費	令和7年度から 令和9年度まで	40,342
集 中 化 業 務 事 務 費	令和7年度	1,793
職員宿舎管理事業費	令和7年度	2,719
職員労働安全衛生・福利厚生費	令和7年度から 令和10年度まで	1,892
原子力防災対策事業	令和7年度	3 4, 3 4 3
公民連携推進事業補助	令和7年度	補助金総額8,000千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
文化芸術拠点施設運営費	令和7年度から 令和10年度まで	1 4 4, 2 2 0
文化芸術拠点施設環境整備事業	令和7年度から 令和10年度まで	3,080
鳥取県立人権ひろば21 管 理 運 営 費	令和7年度から 令和10年度まで	8,588
スポーツ推進基盤運営費	令和7年度から 令和10年度まで	67,282
青谷かみじち史跡公園運営管理費	令和7年度から 令和10年度まで	3 4, 3 4 4
むきばんだ史跡公園運営費	令和7年度から 令和10年度まで	36,404
史跡青谷上寺地遺跡整備事業	令和7年度	3 2, 5 3 7
鳥取県立福祉人材研修センター 管 理 委 託 費	令和7年度から 令和10年度まで	8,860
福祉保健部(障がい福祉課) 管 理 運 営 費	令和7年度から 令和9年度まで	1,870
介護福祉士等修学資金貸付金	令和7年度から 令和11年度まで	25,050
が ん 対 策 推 進 事 業	令和7年度から 令和8年度まで	9,050
医師確保奨学金等貸付事業	令和7年度から 令和12年度まで	363,600

事項	期間	限 度 額
看護職員修学資金管理事務 デ ジ タ ル 化 事 業	令和7年度から 令和11年度まで	13,200
県 立 看 護 学 校 学 務 シ ス テ ム 更 新 事 業	令和7年度から 令和11年度まで	7,725
こどもの国管理運営費	令和7年度から 令和10年度まで	3 8, 6 6 4
「シン・子育て王国とっとり」 保育人材確保強化事業	令和7年度	12,418
退所児童等アフターケア 事 業 補 助	令和7年度から 令和36年度まで	補助金総額9,000千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
子ども発達支援課管理運営費	令和7年度から 令和9年度まで	1,683
私立学校施設整備費補助金	令和7年度から 令和16年度まで	1,771
総合療育センター費	令和7年度から 令和9年度まで	3 2 1
日本海沖メタンハイドレート調 査 促 進 事 業	令和7年度から 令和8年度まで	11,860
地域資源活用エネルギー導入推進事業補助	令和7年度から 令和8年度まで	補助金総額25,000千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
次世代自動車普及促進事業	令和7年度から 令和13年度まで	1,050
衛生環境研究所管理運営費	令和7年度から 令和16年度まで	92,220
氷 ノ 山 自 然 ふ れ あ い 館 管 理 運 営 事 業	令和7年度から 令和10年度まで	9,852
自然共生サイト企業等連携促 進 事 業 補 助	令和7年度	補助金総額5,000千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
三湖沼水質浄化対策推進事業	令和7年度から 令和8年度まで	7,200
みんなで守ろう!持続可能な水循環事業	令和7年度から 令和8年度まで	12,386
食肉衛生検査所管理運営事業	令和7年度から 令和11年度まで	4,950
都 市 公 園 管 理 費	令和7年度から 令和10年度まで	1 3 6, 6 7 6

事項	期間	限 度 額
能 登 半 島 地 震 を 踏 ま え た 住宅耐震化緊急強化事業補助 (住宅耐震化総合支援事業)	令和7年度	補助金総額3,830千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
能登半島地震を踏まえた 住宅耐震化緊急強化事業 (建築物耐震化促進事業)	令和7年度	8,725
県営住宅維持管理費	令和7年度から 令和13年度まで	1 3 9, 2 1 9
県営住宅管理効率化事業	令和7年度から 令和8年度まで	3 9 3, 5 9 4
公 営 住 宅 整 備 事 業	令和7年度	4 6 7, 5 5 9
とっとり住まいる支援事業補助	令和7年度	補助金総額123,908千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
とっとり健康省エネ住宅普及促進事業補助	令和7年度	補助金総額263,800千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
「とっとり匠の技」活用 リモデル助成事業補助	令和7年度	補助金総額2,000千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
カーボンニュートラルに向けた 中 規 模 建 築 物 Z E B 普 及 促 進 モ デ ル 事 業 補 助	令和7年度	補助金総額23,200千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
大山自然歷史館管理運営事業	令和7年度から 令和8年度まで	5,424
産業未来共創補助	令和7年度から 令和9年度まで	補助金総額440,000千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
産業未来共創研究開発補助	令和7年度から 令和8年度まで	補助金総額120,000千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
工業団地整備支援事業	令和7年度から 令和26年度まで	25,727
社会・地域課題解決に資する 共創型企業誘致推進事業補助	令和7年度から 令和9年度まで	補助金総額20,900千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
とっとりバイオフロンティア管理運営事業	令和7年度から 令和10年度まで	17,292

事項	期間	限 度 額
創 薬 ・ 医 療 産 業 の ゆ り か ご 形 成 事 業	令和7年度から 令和11年度まで	5,059
鳥 取 県 版 ス タ ー ト ア ッ プ 創 出 事 業 補 助	令和7年度から 令和9年度まで	補助金総額20,000千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
企業自立サポート事業 (制度金融費) に係る損失補償	令金るとがすま件てし延がすま のにめ償が年、受貨を長完るで 度借定り日翌しをを、の日翌 を費によるのだ置間は後るの を置しまるのだ置間は後るの を置しまるのだ置間は後るの の日翌 の日翌	鳥取県信用保証協会が金融機関に対して行う代位弁済額から日本政策金融公庫の保険金補填額及び全国信用保証協会連合会の損失補償額を控除した額の2分の1を限度とする額
世界どこでも外需獲得強化事業補助	令和7年度	補助金総額13,000千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
「外国人材と共に働くとっとり」 推 進 事 業	令和7年度から 令和8年度まで	12,800
労働者福祉·相談事業	令和7年度から 令和8年度まで	5,870
職業訓練事業費	令和7年度から 令和8年度まで	61,776
鳥取県立鳥取ハローワーク 管 理 運 営 事 業	令和7年度から 令和8年度まで	22,300
食の安全・安心プロジェクト 推 進 事 業 補 助	令和7年度から 令和9年度まで	補助金総額16,500千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
鳥取発伝統工芸世界に発信事業	令和7年度	5 0 3
農の雇用ステップアップ 支 援 事 業 補 助	令和7年度	補助金総額42,600千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
鳥 取 発! ア グ リ ス タ ー ト 研 修 支 援 事 業	令和7年度	7,116
農業金融利子補給等総合支援事業	令和7年度から 令和26年度まで	1 1 1, 4 2 0

事項	期間	限 度 額
公 益 財 団 法 人 鳥 取 県 農 業 農 村 担 い 手 育成機構借入金損失補償	令和6年度から、 損失補償契約に定 めるところにより 損失補償をする日 の属する年度まで	融資元金30,227千円について損失補 償契約に定める最終償還期限日到来 後10か月を経過した日において公益 社団法人全国農地保有合理化協会が 弁済を受けることができなかった元金 合計額(延滞金及び違約金を含む。) に相当する金額
とっとり花回廊管理運営委託費	令和7年度から 令和10年度まで	196,836
鳥取二十世紀梨記念館管 理 運 営 委 託 費	令和7年度から 令和10年度まで	3 4, 8 4 4
県営農業用河川工作物応急対策事業	令和7年度	170,000
鳥取県和牛振興計画推進事業 (新規県有種雄牛普及促進事業)	令和7年度から 令和8年度まで	県が行う新規県有種雄牛普及促進事業に協力した肥育農家が適正に飼育・出荷した対象種雄牛の種付けにより出生した子牛の販売価格が、せりの雌雄別販売価格を下回った場合において、せりの雌雄別販売価格から当該販売価格を減じた額
鳥 取 和 牛 肉 質 日 本 一 奪還に向けた総合戦略事業 (事前短期肥育牛経営補償費)	令和6年度から、 事前短期肥育試験 契約に定めるところにより損失補償 をする日の属する 年度まで	県が行う事前短期肥育試験に協力した肥育農家が適正に飼育・出荷した検定牛の枝肉単価が、基準枝肉単価を下回った場合において、当該枝肉単価と検定牛の枝肉単価の差額に、当該牛の枝肉重量を乗じた額
県優良種雄牛造成事業 (後代検定牛経営補償費)	令和6年度から、 現場後代検定推進 契約に定めるところにより損失補償 をする日の属する 年度まで	県が行う種雄牛候補牛の現場後代検定に協力した肥育農家が適正に飼育・出荷した検定牛の販売価格が、再生産可能な額を下回った場合において、当該再生産に必要な額から出荷日の3等級の枝肉の平均価格に出荷牛の枝肉重量を乗じた額を減じた額
県優良種雄牛造成事業 (改良基礎雌牛整備費)	令和7年度	3 2 9
公共育成牧場施設維持管理事業	令和7年度	88,220
鳥取県版緑の雇用支援事業補助	令和7年度	補助金総額11,794千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
とっとり出合いの森管理運営事業	令和7年度から 令和10年度まで	11,116
二十一世紀の森管理運営事業	令和7年度から 令和10年度まで	4,564

事項	期間	限度額
公益財団法人鳥取県造林 公社の日本政策金融公庫 借入金に係る損失補償	日本政策財政会 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	借入元本378,000千円の償還期限到来後10か月の期間満了の日(以下「損失確定日」という。)において、日本政策金融公庫が弁済を受けることができなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行日までの利率年11.0%に相当する利息
造林公社等未来の豊かな森林づくり事業	令和7年度から 令和25年度まで	106,210
とっとりウッドチェンジ戦略事業	令和7年度から 令和10年度まで	6,000
非住宅木材活用推進事業補助	令和7年度	補助金総額15,917千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
種苗安定生産対策事業	令和7年度から 令和8年度まで	15,634
気候・風土に適応した砂丘ラッキョウ・ナガイモの安定生産技術確立事業	令和7年度	1 2 7
漁業金融対策費	令和7年度から 令和26年度まで	98,871
とっとり賀露かにっこ館 管 理 運 営 事 業 費	令和7年度から 令和10年度まで	16,857
建設工事等入札制度管理費	令和7年度から 令和8年度まで	1 2, 2 4 2
鳥取県版河川・道路ボランティア促進事業	令和7年度から 令和8年度まで	1 4, 4 0 0
道路メンテナンス事業	令和7年度	70,000
除 雪 事 業	令和7年度	20,000
通学路安全対策事業	令和7年度から 令和8年度まで	490,000
防災·安全交付金 (市町村代行)	令和7年度	230,000
地域高規格道路整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	2,500,000
社会資本整備総合交付金(国道改築)	令和7年度から 令和8年度まで	3 0 0, 0 0 0
防災·安全交付金 (河川改修)	令和7年度	357,000

事 項	期 間	限 度 額
ダムメンテナンス事業	令和7年度	170,000
大規模特定河川事業	令和7年度から 令和8年度まで	942,000
河川メンテナンス事業	令和7年度から 令和8年度まで	4 2 8, 0 0 0
土砂災害情報システム等管 理 運 営 費	令和7年度から 令和10年度まで	3 9, 3 8 0
境漁港指定管理料	令和7年度から 令和10年度まで	1,140
みなとさかい交流館管理運営費	令和7年度から 令和10年度まで	27,956
安全運転講習費	令和7年度	7 2 6
警察情報システム運営費	令和7年度から 令和11年度まで	1 3 3, 7 1 6
運転免許・認知症等運転者対策費	令和7年度	200
鑑識活動運営費	令和7年度から 令和12年度まで	4 2 6, 1 6 2
交通安全施設整備費(信号機等整備事業)	令和7年度から 令和11年度まで	180,388
教育財産管理事業費補助	令和7年度から 令和15年度まで	補助金総額8,000千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
教職員給与等管理費	令和7年度から 令和10年度まで	1,804
I C T 環境整備事業	令和7年度から 令和12年度まで	973,366
I C T 活 用 推 進 事 業	令和7年度から 令和9年度まで	1,813
船上山少年自然の家運営費	令和7年度から 令和10年度まで	22,404
大山青年の家運営費	令和7年度から 令和10年度まで	12,400
生涯学習センター運営費	令和7年度から 令和10年度まで	3 3, 2 2 0
鳥取県立美術館整備推進事業	令和7年度から 令和10年度まで	1,956
企 画 展 開 催 費	令和7年度	70,000
県 議 会 事 務 局 運 営 費	令和7年度から 令和11年度まで	21,083

第4表 地 方 債

	ı															
	起	債	の	目	的		限	度	額	起債	の方法	利	率	償還	の方法	
議			会			費	9, 000 438, 000		証に資借と事の債一繰券よ金入す業都額部り	入行財のす。はに全翌べとれの政他るた県よ部年てが又方融よもだ財り又度起では法資りの、政起はに債き	し、利 方式で る資金 利率の 行った	内()	年29 16 16 29 17 18 29 18 29 18 29 18 29 18 29 18 29 18 29 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20			
財	產	Ē	管	Ŧ	里	費	,	438,	000	同	上	同	上	同	上	
計	亘	Ī	調	3	查	費	(657,	000	同	上	同	上	同	上	
ス	ポ	_	ツ	振	興	費	,	784,	000	同	上	同	上	同	上	
文	化	貝	t f	呆	護	費		50,	000	同	上	同	上	同	上	
自	洐	Ì	振	Ę	興	費		5,	000	同	上	同	上	同	上	
防	55	٤	総	Ž	务	費	,	326,	000	同	上	同	上	同	上	
児	童	福	祉	総	務	費		77,	000	同	上	同	上	同	上	
児	童	福	祉	施	設	費	,	387,	000	同	上	同	上	同	上	
予			防			費		125,	000	同	上	同	上	同	上	
環	均	ž	保	=	全 	費	,	576,	000	同	上	同	上	同	上	
倉	吉総	合看	護	專門	学校	費		5,	000	同	上	同	上	同	上	

	起債	<i>の</i>	目的		限度額	 起債	の方法	利		償還(の方法
職	業部		東校	費	30,000	証に資借と事の債一繰券よ金入す業都額部り	入行財のす。はに全翌べとれの政他るた県よ部年てがは法資りの、政起はに債き	し、利 ² 方式で作 る資金に 利率の 行った行	大 室 昔 こ 見 後 当 利 率 昔 こ 見 後 当 利 を 直 入 い し お 見) だ し れ 、を い 直	す年もしの置をては還もし繰若え度の、都き短起す期償、上し置間と県合及縮債え間還延償く	年29 るだ他えばは、きで限しを借でいた。 ではない のす年長るはつ短又いえる を換きるだめ ない のはない はい しい 償で縮は、すも
農	業	総	務	費	282, 000	同	上	同	上	同	上
畜	産	振	興	費	9, 000	同	上	同	上	同	上
土	地	改	良	費	203, 000	同	上	同	上	同	上
農	地防	災	事 業	費	167, 000	同	上	同	上	同	上
林	業	振	興	費	50, 000	同	上	同	上	同	上
造		林		費	131, 000	同	上	同	上	同	上
林		道		費	177, 000	同	上	同	上	同	上
治		Щ		費	424, 000	同	上	同	上	同	上
水	産業	差	長 興	費	39, 000	司	上	同	上	同	上
漁	港	建	設	費	268, 000	同	上	同	上	同	上
栽	培 漁 業	セ	ンター	· 費	172, 000	司	上	同	上	同	上
中	小 企	業	振興	費	34, 000	同	上	同	上	同	上

1	 記 債	の	目的	1	限度額	 起債	 で方法	利		僧 谔	<u></u> の方法
土	2	総	8	費	K	証証に資借と事の債一繰書券よ金入す業都額部り	入行財のす。はに全翌べとれの政他るだ県よ部年てがは法資りの、政起はに債き	10%以下 し、利益 方式で作 る資金に 利率の 行った行	内 (た 直 (た 直 (た 直 (た し (た し (た し (た し (た し	借す年もしの置をては還もし繰若入え度の、都き短起す期償、上し年置間と県合及縮債え間還延償く	た、償る政よ償は、含で限しを借でい、償る政よ償は、含で限しを借でらじ還。そり還延あ又あを、行える年段るだ他え限しい償て縮はいすも
道路	路橋り	よ	う維持	寺費	3, 069, 000	闻	上	同	上	同	上
道路	橋り。	よう翁	f設改」	良費	3, 187, 000	司	上	同	上	同	上
河	JII	総	務	費	1, 709, 000	同	上	同	上	同	上
河	JII	改	良	費	1, 718, 000	同	上	同	上	同	上
砂		防		費	2, 337, 000	同	上	同	上	同	上
海	岸	保	全	費	217, 000	同	上	同	上	同	上
港	湾	管	理	費	19, 000	同	上	同	上	同	上
港	湾	建	設	費	251, 000	同	上	同	上	同	上
空		港		費	366, 000	同	上	同	上	同	上
街	路	事	業	費	268, 000	同	上	同	上	同	上
公		園		費	109, 000	同	上	同	上	同	上
住	宅	建	設	費	598, 000	同	上	同	上	同	上
数言	察	施	設	費	173, 000	闰	上	同	上	同	上

	起	債	の	目	的		限	度	額	起債	の方法	利		償還(の方法
交	通	指	道	取	締	費		191,	千円 000	証に資借と事の債一繰券よ金入す業都額部り発りそれる又合のを延	入行財のす。はに全翌べとれの政他るた県よ部年てがは法資りの、政起はに債き	し、利 方式で る資金! 利率の 行った	内率借こ見後当利(見りい直に該率)だしれ、をい直	す年もしの置をては還もし繰若え度の、都き短起す期償、上し置間と県合及縮債え間還延償く	をは、は、きで限しませず。のは、質るなよ質は、きで限しを供でいた。 一年900 では、そり還延あ又あを、行換さるが他え限しい償で縮は、すも
教	育	財	産	管	理	費	1,	407,	000	同	上	同	上	同	上
教	育	セ	ン	タ	_	費		54,	000	同	上	同	上	同	上
高	等	学	校	管	理	費	Ę	514,	000	同	上	同	上	同	上
図		書		館		費		1,	000	同	上	同	上	同	上
青	少年	社	会教	(有)	施設	費		41,	000	同	上	同	上	同	上
生	涯!	学習	セ	ンク	ター	費		40,	000	同	上	同	上	同	上
保	健	体	育	総	務	費		28,	000	同	上	同	上	同	上
耕	地	災	害	復	旧	費		4,	000	同	上	同	上	同	上
林	道加	色 設	災	害包	复旧	費		53,	000	同	上	同	上	同	上
治	山方	色 設	災	害	复旧	費		44,	000	同	上	同	上	同	上
治L	山施	投等	災害	Y関連	車事業			84,	000	同	上	同	上	同	上
漁	港方	色 設	: 災	害包	复旧	費		87,	000	同	上	同	上	同	上

	起	債	の	目	的		限度		起債	の方法	利	率	償 還 (の方法
建	設	災	害	復	IB	費	2, 147,	千円 0000	証に資借と事の債一繰がよ金入す業都額部の	入行財のす。はに全翌べとれの政他るだ県よ部年てがて方融よもだ財り又度起では法資りの、政起はに債き	し、利 ² 方式で作 る資金に 利率の見 行った後	内 軽 昔 2 見 後 当 利 や 見 り い 直 に 該 率) だ し れ て、を い 直	す年もしの置をては還もし繰若え度の、都き短起す期償、上し置間と県合及縮債え間還延償く	か、償る政よ償は、きで限しを借で。らじ還。そり還延あ又あを、行換き1後すたのす年長るはっ短又いえるのがでした。
港	湾	災	害	復	旧	費	117,	000	同	上	同	上	同	上
空	港	災	害	復	旧	費	11,	000	同	上	同	上	同	上
直	轄	道	路	事	業	費	2, 903,	000	同	上	同	上	同	上
直	轄	河][[事	業	費	278,	000	同	上	同	上	同	上
直	轄海	事岸	保	全事	事業	費	28,	000	同	上	同	上	同	上
直	轄	砂	防	事	業	費	103,	000	同	上	同	上	同	上
直	轄	港	湾	事	業	費	22,	000	同	上	同	上	同	上
直	轄	空	港	事	業	費	65,	000	闰	上	同	上	同	上
直	轄	災	害	復	旧	費	220,	000	同	上	同	上	同	上
臨	時	財	政	対	策	債	653,	000	同	上	同	上	同	上

ただし、各目的ごとの起債の額の合計は、歳入予算で定める県債の額を超えないものとする。

特 別 会 計

議案第2号

令和6年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予 算

令和6年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,077,352千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する 行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款					項								金	額	
1	事	業	収	入											2, 077, 301
					1	用	品	調	達	事	業	収	入		492, 505
					2	自	動	車	管 理	里事	業	収	入		233, 388
					3	集	中	管	理	事	業	収	入		1, 351, 408
2	諸	収	Z.	入											51
					1	雑							入		51
		歳	ス			合				計					2, 077, 352

	歳	出											
		款						項				金	額
1	事	業	費										^{千円} 2, 077, 352
				1	用	品	調	達	事	業	費		492, 505
				2	自	動	車	管耳	里事	業	費		233, 388
				3	集	中	管	理	事	業	費		1, 351, 459
		歳	出		合			言	 				2, 077, 352

第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
公 用 車 (平成20	リ - ス 料 年 度 契 約 分)	令和7年 令和8年				3,338
公 用 車 (平成22	リ - ス 料 年 度 契 約 分)	令和 7 年 令和 8 年				3, 5 2 4
公 用 車 (平成24	リ - ス 料 年 度 契 約 分)	令和7年 令和8年				11,580
公 用 車 (平成26	リ - ス 料 年 度 契 約 分)	令和7年 令和8年				19,892
公 用 車 (平成28	リ - ス 料 年 度 契 約 分)	令和7年 令和8年				8,034
公 用 車 (平成30	リ - ス 料 年 度 契 約 分)	令和7年 令和8年				25,148
公 用 車 (令 和 6 年	リ ー ス 料 度 契 約 分)	令和7年 令和12	度から 年度まで		2	203,622

議案第3号

令和6年度鳥取県公債管理特別会計予算

令和6年度鳥取県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,844,153千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によ る。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

		款					Į	頁				金	額
1	繰	入	金										51, 009, 424
				1	_	般	会	計	繰	入	金		48, 741, 424
				2	減	債	基	金	繰	入	金		2, 268, 000
2	県		債										9, 834, 729
				1	県						債		9, 834, 729
		歳	入		合			計	•				60, 844, 153

	歳	出										
		款				項				金		質
1	公	債	費								60, 84	^{千円} 4, 153
				1	公		債	1	費		60, 84	4, 153
	歳		出		合		計				60, 84	4, 153

第2表 地 方 債

	起	債	の	目	的		限	度		起債の方法	利	率	償還の方法
借		債	の 換	目	的	債			額 千円 729	起債の方法 証書の方法 証書の方法 に変置して、 は法資りのは、 は法資りのは、 は法資りのは、 はは、 を発力でする。 には、 は法資りのは、 など、 はに、 はないのでは、 ないのででは、 ないのでででいる。 には、 はに、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、 はは、	10 % 以 し、利 方式で る資金に 利率の 行った	内(た 直 れ て、を in と in	借入年を1年 もしの置きには関連をでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
													者しくは借換えずることができるものとする。
			計				9, 8	834,	729				

議案第4号

令和6年度鳥取県給与集中管理特別会計予算

令和6年度鳥取県の給与集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,316,823千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月21日提出

			芸	款							Į	頁				金		額	
1	給	与	等	振	替	収	入										28	8, 316,	千円 823
		新 名						1		与	等	振		収	入			8, 316,	
			歳			入			合			計	•				28	8, 316,	823

	歳	出								
		款				項			金	額
1	給	与	費							^{千円} 28, 316, 823
				1	給		与	費		28, 316, 823
	歳		出		合		計			28, 316, 823

議案第5号

令和6年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算

令和6年度鳥取県の国民健康保険運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,866,939千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月21日提出

款 		項	金 額
1 国民健康保険運営事業収入			51, 866, 939
	1 3	分担金及び負担金	11, 981, 544
	2	国庫 支出金	15, 928, 014
	3 }	療養給付費等交付金	1
	4	前期高齢者交付金	20, 113, 692
	5	共 同 事 業 交 付 金	109, 189
	6	財 産 収 入	274
	7 Å	操 入 金	3, 733, 207
	8 á	操 越 金	1, 000
	9	猪 収 入	18
歳	<u> </u>	合 計	51, 866, 939

	歳 出						
	款			項		金	額
1	国民健康保険運営事業費	Ī					51, 866, 939
		1	国员	民健康保険運営事	事業費		51, 694, 289
		2	総	務	費		162, 650
		3	予	備	費		10, 000
	歳出		合	計			51, 866, 939

議案第6号

令和6年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別 会計予算

令和6年度鳥取県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,587千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によ る。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する 行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和6年2月21日提出

		款					Į	頁				金	額
1	繰	入	金										^{手円} 2, 528
				1		般	会	計	繰	入	金		2, 528
2	繰	越	金										45, 886
				1	繰			越			金		45, 886
3	諸	収	入										36, 173
				1	貸	付	金	元	利	収	入		36, 128
				2	雑						入		45
		歳	入		合			計	•				84, 587

歳 出								
款			Ţ	頁			金	額
款 母子父子 寡 婦 貸 付 事	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 母貸	子父付	 寡 婦	福 業	金費	金	額 84, 587 84, 587
歳	出	合		計				84, 587

第2表 債務負担行為

		事			項			期		間	限	度	額	
修	学	資	金	等	貸	付	金	令和7 令和1	年度か 1 年度	らまで			71,5	^{千円} 92

議案第7号

令和6年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別 会計予算

令和6年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところ による。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,044千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月21日提出

			1									I	
		款					Į	頁				金	額
1	繰	入	金										1, 316
				1	_	般	会	計	繰	入	金		1, 316
2	繰	越	金										225
				1	繰			越			金		225
3	諸	収	入										21, 503
				1	貸	付	金	元	利	収	入		21, 403
				2	雑						入		100
		歳	入		合			計	•				23, 044

		歳		H	<u> </u>																	
				蒙	<u></u> 欠									項	ĺ					金	額	_
1	中貸	小	企 付	業		代	化業	資	金費												_{手四} 23, 044	
										1	中貸	小	企 付	業	近事	代	化業	資	金費		23, 044	
_																						
			歳	Ž			į	H			合				i	†					23, 044	

議案第8号

令和6年度鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和6年度鳥取県の就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,053千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月21日提出

第1表 歳入歳出予算 歳 入 款 金 額 項 14, 259 越 1 繰 金 越 14, 259 1 繰 金 入 13, 794 2 諸 収 1 貸付金元利収入 13, 628 2 雑 入 166

計

28, 053

台

歳

入

	歳 出					
	款		項		金	額
1	就農支援資金貸付	寸事業費				28, 053
			就農支援資金	貸付事業費		28, 053
	歳	出	合 請	t		28, 053

議案第9号

令和6年度鳥取県林業·木材産業改善資金助成事業特別会計予算

令和6年度鳥取県の林業・木材産業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57,106千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月21日提出

		款					Į	頁				金	額
1	繰	入	金										1, 027
				1	_	般	会	計	繰	入	金		1, 027
2	繰	越	金										19, 248
				1	繰			越			金		19, 248
3	諸	収	入										36, 831
				1	貸	付	金	元	利	収	入		36, 831
		歳	入		合			計	•				57, 106

	歳		<u>#</u>																
	иx										155								左
	T *A*		款	r: ብሎ	ユム 辛	- 1/2r / A					項					3	È		額 _{千円}
1	M 貸	· 不 付	M 事	三 来	以普	資金費												į	57, 106
							1	林美貸	美	• 木 付	材质	産業	改善 業	· 資金	金費			į	57, 106
		歳			出	1		合				計						į	57, 106

議案第10号

令和6年度鳥取県県営林事業特別会計予算

令和6年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104,084千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月21日提出

		<u> </u>	款						Ą	Ę				金	額	
1	国	庫	支	出	金										3,	_{手円} 384
						1	国	Ē	Ē	補		助	金		3,	384
2	財	産		収	入										8,	601
						1	財	産	売		払	収	入		8,	554
						2	財	産	運		用	収	入			47
3	繰		入		金										91,	798
						1	_	般	会	計	繰	入	金		91,	798
4	繰		越		金											1
						1	繰			越			金			1
5	諸		収		入											300
						1	雑						入			300
		歳		入			合			ŧ	†				104,	084

	点	Ē	出											
			款							項			金	額
1	県	営	林	事	業	費								^{千円} 63, 713
							1	職		員		費		35, 845
							2	保	育	事	業	費		7, 859
							3	処	分	事	業	費		7, 181
							4	管	理	事	業	費		12, 828
2	公		信	其		費								40, 371
							1	公		債		費		40, 371
		尿	芨		出			合		計				104, 084

議案第11号

令和6年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算

令和6年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ281,746千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する 行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和6年2月21日提出

			款						Į	頁				金	額
1	国	庫	支	出	金										_{千円} 15, 619
						1	国	庫	Ī	補	助	h	金		15, 619
2	使	用料	及び	手 数	料										143, 362
						1	使			用			料		143, 362
3	繰		入		金										116, 856
						1		般	会	計	繰	入	金		116, 856
4	繰		越		金										1
						1	繰			越			金		1
5	諸		収		入										5, 908
						1	雑						入		5, 908
		歳		入			合			計	•				281, 746

	歳	出							
		款				項		金	額
1	事	業	費						手円 252, 150
				1	事	業	費		252, 150
2	公	債	費						29, 596
				1	公	債	費		29, 596
	歳	Ì	出		合	計			281, 746

第2表 債務負担行為

議案第12号

令和6年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計 予算

令和6年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところに よる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,113千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月21日提出

		款					Į	頁				金	額
1	繰	入	金										千円 113
				1	_	般	会	計	繰	入	金		113
2	繰	越	金										9, 720
				1	繰			越			金		9, 720
3	諸	収	入										280
				1	貸	付	金	元	利	収	入		280
		TË	7										10 110
		歳	入		合			計					10, 113

	歳 出						
	款			項		金	額
1	沿岸漁業改善資金	貸付事業費					10, 113
			1 沿岸漁	業改善資金貸付	事業費		10, 113
	歳	出	合	計			10, 113

議案第13号

令和6年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算

令和6年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,184千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月21日提出

													1	
		款	欠						項				金	額
1	使	用料及	みび 手	数 #	料									_{千円} 41, 694
						1	使		J	用		料		41, 694
2	財	産	収	-	入									12, 443
						1	財	産	運	用	収	入		9, 719
						2	財	産	売	払	収	入		2, 724
3	繰		入	Ś	金									46
						1		般	会 i	計 繰	: 入	金		46
4	繰		越	3	金									1
						1	繰		ŧ	逃		金		1
		歳		入			合			計				54, 184

	歳	出										
		款				項				金	額	
1	事	業	費								54, 1	_{千円} 184
				1	事		業	7	費		54, 1	184
	歳	è	出		合		計				54, 1	184

議案第14号

令和6年度鳥取県収入証紙特別会計予算

令和6年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月21日提出

第1表 歳入歳出予算

歳 入

		款					Į	頁				金	額
1	繰	入	金										^{千円} 3, 000
				1		般	会	計	繰	入	金		3, 000
		歳	入		合			計					3,000

	歳	出									
		款					項			金	額
1	諸	支	出	金							3,000
					1	償		還	金		3, 000
		歳	出			合		計			3, 000

議案第15号

令和6年度鳥取県県立学校農業実習特別会計予算

令和6年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58,511千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月21日提出

第1表 歳入歳出予算 歳 入 款 額 項 金 収 1 財 産 入 44, 272 44, 272 1 財 産 売 払 収 入 越 14, 218 2 繰 金 1 繰 越 14, 218 金 収 入 3 諸 21 21 入 1 雑 歳 入 合 計 58, 511

	蒜	Ē	Н	4																
			耖	Ċ.								項						金	額	
1	県」	立 学	校	農	業	実	習 費												55, 5	^{千円} 511
								1	県	<u>\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ </u>	学	校	農	業	実	習	費		55, 5	511
2	予			備			費												3, (000
								1	予				備				費		3, (000
		厉	鼓			出			合				計	<u></u>					58, 5	511

議案第16号

令和6年度鳥取県育英奨学事業特別会計予算

令和6年度鳥取県の育英奨学事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ902,207千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する 行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和6年2月21日提出

第1表 歳入歳出予算

歳 入

		款					Į	頁				金	額
1	繰	入	金										_{千円} 216
				1		般	会	計	繰	入	金		216
2	繰	越	金										298, 672
				1	繰			越			金		298, 672
3	諸	収	入										603, 319
				1	貸	付	金	元	利	収	入		603, 319
		歳	入		合			計	•				902, 207

	歳 出			
	款	項	金	額
1	育英奨学資金貸付事業費	7		902, 207
		1 育英奨学資金貸付事業費		902, 207
	歳 出	合 計		902, 207

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
育 英 奨 学 生 貸 付 金(高 等 学 校 等 奨 学 金)	令和7年度から 令和11年度まで	4 2 4, 2 0 0
育 英 奨 学 生 貸 付 金 (大 学 等 奨 学 金)	令和7年度から 令和12年度まで	493,020

企 業 会 計

議案第17号

令和6年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度鳥取県天神川流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間処理水量 6,991,000立方メートル

(2) 一日平均処理水量

19,153立方メートル

(3) 処理区域市町数

4市町

(4) 建 設 改 良 費

534,592千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 流域下水道事業収益 1,375,919千円

第1項 営 業 収 益

650,163千円

第2項 営業外収益

672,219千円

第3項 特 別 利 益 53,537千円

支 出

第1款 流域下水道事業費用

1,395,132千円

第1項 営 業 費 用 1,322,846千円

第2項 営業外費用 18,749千円

第3項 特 別 損 失

53,537千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額236,306千円は、過年度分損益勘定留保資金93,325千円、当年度分損益勘定留保資金120,921千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,372千円及び繰越利益剰余金処分額19,688千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入 541,286千円

第1項 企 業 債 80,000千円

第2項 国 庫 補 助 金 335,000千円

第3項 建設事業費負担金 97,500千円

第4項 他 会 計 負 担 金 17,500千円

第5項 他 会 計 補 助 金 11,286千円

支 出

第1款 資本的支出 777,592千円

第1項 建 設 改 良 費 534,592千円

第2項 企業債償還金 99,000千円

第3項 他会計借入金償還金 144,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項 期 間 限 度 額

天神川流域下水道指定管理料

令和7年度から 令和10年度まで

71,229千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

			r	
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
建設改良費に充	80, 000	証書借入れ又は証券発	10%以内(た	借入年度から1年すえ
当		行の方法により財政融	だし、利率見	置き、じ後29年度間に
		資資金その他より借入	直し方式で借	償還するものとする。
		れするものとする。た	り入れる資金	ただし、県財政その他
		だし、事業又は県財政	について、利	の都合によりすえ置き
		の都合により起債額の	率の見直しを	及び償還年限を短縮又
		全部又は一部を翌年度	行った後にお	は延長して起債し、あ
		に繰り延べて起債する	いては、当該	るいはすえ置き又は償
		ことができる。	見直し後の利	還期間中であっても償
			率)	還年限を短縮し、延長
				し、又は繰上償還を行
				い、若しくは借換えす
				ることができるものと
				する。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、445,985千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、

又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 17,419千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 流域下水道事業の経営基盤の強化に要する経費 77,807千円

(2) 職員の児童手当に要する経費

480千円

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち19,688千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 19,688千円

令和6年2月21日提出

議案第18号

令和6年度鳥取県営電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量

21,657,109kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益 992,349千円

第1項 営 業 収 益 875,436千円

第2項 営業外収益 116,913千円

支 出

第1款 電気事業費 3,101,132千円

第1項 営 業 費 用 2,182,966千円

第2項 営業外費用 913,318千円

第3項 特 別 損 失 4,848千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 資本的収入 1,271,074千円

第1項 企 業 債 371,300千円

第2項 繰延運営権対価 899,774千円

支 出

第1款 資本的支出

886,697千円

第1項 建 設 改 良 費 378,235千円

第2項 企業債償還金

506,507千円

第3項 その他投資 1,955千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項

期間

限度額

発電所ネットワーク管理業務委託 令和7年度から

令和11年度まで

4,077千円

西部地区太陽光発電設備保安管理 業務委託

令和7年度から 令和8年度まで

4,022千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
電気事業費に充	371, 300	証書借入れ又は証券発	10%以内(た	借入年度から1年すえ
当		行の方法により財政融	だし、利率見	置き、じ後29年度間に
		資資金その他より借入	直し方式で借	償還するものとする。
		れするものとする。た	り入れる資金	ただし、県財政その他
		だし、事業又は県財政	について、利	の都合によりすえ置き
		の都合により起債額の	率の見直しを	及び償還年限を短縮又
		全部又は一部を翌年度	行った後にお	は延長して起債し、あ
		に繰り延べて起債する	いては、当該	るいはすえ置き又は償

	ことができる。	見直し後の利	還期間中であっても償
		率)	還年限を短縮し、延長
			し、又は繰上償還を行
			い、若しくは借換えす
			ることができるものと
			する。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、371,300千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め る。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経 費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれ らの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 - (1) 職員給与費 323,230千円

(2) 交 際 費

50千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費

8,398千円

(2) 職員の児童手当に要する経費

1,350千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 日野川第一発電所

種類 名 称 数量

建物 発電所本館 延床面積431.04平

方メートル

構 築 物 導水路改修等 水路延長1,507メー

トル

機械装置 水車発電機(4,600kVA)等 一式

令和6年2月21日提出

議案第19号

令和6年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数

106事業所

(2) 年間総給水量 16,508,470立方メートル

(3) 一日平均給水量

42,140立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 619.762千円

第1項 営 業 収 益 463,224千円

第2項 営業外収益 156,538千円

支出

第1款 工業用水道事業費 755,106千円

第1項 営 業 費 用 688,473千円

第2項 営業外費用 66,633千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額123,950千円は、過年度分損益勘定留保資金78,437千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,513千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入 886,213千円

第1項 企 業 債 530,600千円

第2項 工 事 負 担 金 158,000千円

第3項 出 資 金 197,613千円

支出

第1款 資本的支出 1,010,163千円

第1項 建 設 改 良 費 658,631千円

第2項 企業債償還金 351,532千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項 事業名 総額 年度 年割額

1 資本的支出 1 建設改良費 米子市道新 198,000千円 6 年度 148,000千円

設に伴う日

野川工業用 7年度 50,000千円

水道支障移

転事業

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項 期間 限度額

日野川工業用水道中央監視装置点検 令和7年度から 3,124千円

委託 令和8年度まで

日野川工業用水道事業電気設備保安 令和7年度から

令和8年度まで

1,818千円

管理業務委託

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業費に充当	千円 530, 600	証書借入れ又は証券発 行の方法により財政融 資資金その他より借入 れするものとする。た だし、事業又は県財政 の都合により起債額の 全部又は一部を翌年度 に繰り延べて起債する ことができる。	10%以のでは、10%以のででである。 10%以のでは、10%のでは、1	借入年度から1年すえ 置き、じ後29年度間に 償還するものとする。 ただし、県財すると の都合によりする短 の都合によりする短 で し、よりする短 で し、は で を 短 し、は し、は し、は し、は し、は し、は し、は し、は し、は し、 は は は る い は と す る と り て る と り し、 と し、 と し、 と し、 と し、 と し、 と し、 と

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、530,600千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め る。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用 し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければ ならない。

(1) 職員給与費

17,671千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 329千円

(2) 職員の児童手当に要する経費

360千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、21,000千円と定める。

令和6年2月21日提出

議案第20号

令和6年度鳥取県営埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度鳥取県営埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 境港外港竹内地区埋立地売却面積 1.0 ヘクタール

(2) 事業用借地権に基づく埋立地貸付面積 14.3ヘクタール

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 埋立事業収益

217,337千円

第1項 営 業 収 益

189.872千円

第2項 営業外収益 27,465千円

支 出

第1款 埋立事業費

210,559千円

第1項 営 業 費 用 185,338千円

第2項 営業外費用 25,221千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的支出額54,945千円は、

過年度分損益勘定留保資金54,945千円で補てんするものとする。)。

出 支

第1款 資本的支出

54,945千円

第1項 他会計からの長期借入金償還金 50,000千円

第2項 利子補給金返還金

4,945千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、86,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め る。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら ない。

(1) 職員給与費

20,033千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 573千円

(2) 職員の児童手当に要する経費

240千円

令和6年2月21日提出					
	鳥取県知事	平	井	伸	治

議案第21号

令和6年度鳥取県営病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

822床

(2) 年間入院患者数

243,601人

(3) 年間外来患者数

331.428人

(4) 一日平均入院患者数

667人

(5) 一日平均外来患者数

1,364人

(6) 主要な建設改良事業

医療機器備品 1,045,265千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益 30,660,747千円

第1項 医 業 収 益 26,933,489千円

第2項 医業外収益 3,533,394千円

第3項 特 別 利 益 193,864千円

支 出

第1款 病院事業費用

32,087,343千円

第1項 医 業 費 用 31,475,055千円

第2項 医業外費用 569,904千円

第3項 特 別 損 失

42,384千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支 出額に対し不足する額1,250,499千円は、過年度分損益勘定留保資金1,250, 499千円で補てんするものとする。)。

収入

第1款 資本的収入

2,187,723千円

第1項 企 業 債

1,076,500千円

第2項 負 担 金

1,034,505千円

第3項 一般会計精算金受入

76,718千円

支 出

第1款 資本的支出 3,438,222千円

第1項 建設改良費

1,131,651千円

第2項 企業債償還金

2,306,571千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項

期間

限度額

中央病院スペトラルCT保守点 令和7年度から 検業務委託

令和11年度まで

98,549千円

中央病院病棟バイタルチェック 令和7年度から システム保守業務委託

令和9年度まで

1,635千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
病院事業費に充当	_{千円} 1, 076, 500	証書借入れ又は証券発 行の方法により財政融 資資金その他より借入 れするものとする。た だし、事業又は県財政 の都合により起債額の 全部又は一部を翌年度 に繰り延べて起債する ことができる。	10%以 が が が が が が が が が が が が が	借入年度から1年すえ 置き、じ後29年度間に 償還するものとする。 ただし、県財政その他 の都合によりすえ短縮 及び償還年限を短縮し、は 選期間中であるし、 選期間中であるし、 選年限を短縮し、 選年限を短縮し、 選手限を短縮し、 選手限を短縮し、 さい、若しくは もの、 さい、若しくは もの、 さい、 さい、 さい、 さい、 さい、 さい、 さい、 さい、 さい、 さい

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経 費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれ らの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 14,892,138千円

(2) 交 際 費

800千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 院内保育所の運営に要する経費

21,324千円

(2) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費

39,239千円

(3) 職員の共済費のうち追加費用に要する経費 176,103千円

(4) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費

283,057千円

(5) 職員の児童手当に要する経費

118,624千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、9,080,264千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類

名 称

数量

一 式

医療機器備品

中央病院総合医療情報システム(電子カル

テ) 端末等

医療機器備品 厚生病院全身用 X 線 C T 診断装置

一 式

令和6年2月21日提出